就職試験を理由に定期試験を受験できない場合の追試験申請について

就職試験を理由に定期試験を受験できない場合の追試験申請には、「就職試験に関する公的証明書」の提出が必要です。

■「就職試験に関する公的証明書」について

以下①に示す範囲で②の事項が明記された資料を「就職試験に関する公的証明書」と扱います。

①就職試験の範囲

（１）筆記試験
（２）グループワーク
（３）面接等の採用選考活動
（４）採用のために参加が義務付けられている企業説明会

②資料（選考通知メール等）に記載が必要な事項

（１）送信／送付先が申請者個人宛であるもの
（２）就職試験日が明記されているもの
（３）就職試験内容が明記されているもの

【注意】

※採用のために参加が義務付けられていない企業説明会、内定者懇談会、入社前研修、インターンシップ、資格試験は、就職試験に該当しません。該当しない資料が提出された場合、追試験申請は受け付けられません。

※採用のために参加が義務付けられているが、どうしても②－（１）（２）（３）の条件を満たした資料が準備できない場合は、RITSUMEIKAN STUDENT PORTAL＞学び支援サイト＞試験・成績＞追試験　に掲載している「就職試験受験証明書」を提出してください。

⑴「就職試験受験証明書」には人事採用担当者に必要事項の記入を求めてください。（手書きでもPCによる打ち込みでも可）

⑵「就職試験受験証明書」の説明にあたっては、同ページに掲載の「就職試験受験証明書の交付について（お願い）」文書を利用してください。

⑶提出された「就職試験受験証明書」の内容に関して、大学から人事採用担当者に確認することがあります。

■追試験申請の対象となる科目の範囲

追試験を申請できる科目の範囲は、就職試験当日およびその前日・翌日（合計3日間）に定期試験が実施される科目です。

以上